

障害者総合支援法による補装具製作方法

兵庫県下(神戸市を除く)在住の方用

ご使用中の補装具は、障害者総合支援法により障害者手帳を利用して製作を行うことができます。製作を行うには各地域で補装具判定医が判定を行う『巡回(移動)相談会』, または県立身体障害者更生相談所で補装具判定医が判定を行う『来所判定』に出席していただく必要があります。

製作までの流れ

- ① お住まいの市役所・役場の障害福祉課へ行き、補装具を新しくしたい旨の申し出を行なってください。
* 申請の際には障害者手帳と印鑑をお持ちください。
- ② 各地域で行われる「巡回(移動)相談」もしくは「来所判定」のご予約をお取りください。
(日程が限られておりますので、合わせてご確認ください。)
- ③ 「巡回(移動)相談」もしくは「来所判定」にて、補装具判定医の判定を受けていただきます。また、判定医の指導のもと義肢装具士がお身体の採寸・採型を行います。
(その後補装具の見積書を弊社より更生相談所経由で障害福祉課へ提出いたします。)
- ④ 障害福祉課より、『支給決定通知書』がご自宅に届きます。届きましたら弊社までご連絡ください。連絡が入り次第、補装具の製作を開始させていただきます。
- ⑤ 完成後、お電話でお渡しする日時と場所のご相談をさせていただきます。
- ⑥ 支給券、委任状と引き替えに補装具のお渡しになります。

*修理に関しても、上記と同様の手続きとなります。

ご不明な点がございましたら下記までご連絡ください。

株式会社 澤村義肢製作所

〒650-0047 兵庫県神戸市中央区港島南町3丁目3番24

TEL:078-304-6680 FAX:078-304-6681 <https://sawamuragishi.jp/>